

標題

日本籍船の危険物運送船適合証の記載事項修正
(有機過酸化物質 [Class 5.2]の甲板下又は閉囲区域への積載禁止)

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0751
発行日 2008年10月10日

各位

今般、国土交通省より日本籍船の危険物運送船適合証につき以下の取り扱いとする旨の通知がありましたのでお知らせいたします。

日本籍船に発給されている危険物運送船適合証において、有機過酸化物質 [Class 5.2] が暴露甲板以外の場所に積載可との記述がある場合には、積載不可に記載修正を行う必要があります。

1. 記載修正の時期

2008年9月12日以後、最初の危険物運送船適合証書換え時。(臨時検査を含む)

2. 記載修正手順

危険物運送船適合証に有機過酸化物質 [Class 5.2] が暴露甲板以外の場所に積載可能との記述がある場合には、担当検査員に当該証書の記載事項修正を依頼願います。

検査終了後、国土交通省への申請(証書記載事項修正)に必要な報告書を弊社検査担当支部/事務所より発行いたします。

3. 背景

危険物運送船適合証は SOLAS 関連証書であり、SOLAS II-2 章第 19 規則の解釈上、有機過酸化物質 [Class 5.2]は甲板下または閉囲区域へも積載可との記載とされてきました。一方、IMDG Code 7.1 章では、有機過酸化物質 [Class 5.2] の積載場所は暴露甲板上に限定されており、事実上有機過酸化物質 [Class 5.2] は甲板下または閉囲区域には積載不可でありました。

この矛盾を受けて、IMO 小委員会(DSC 9)において、危険物運送船適合証の記載修正を行うことが合意されました。

上記のとおり、有機過酸化物質は甲板下または閉囲されたロールオン・ロールオフ区域には積載できませんのでご注意ください。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会(ClassNK)

本部 管理センター 材料艀装部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2057

E-mail: eqd@classnk.or.jp

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。